

# 復興News<sup>ニュース</sup> 陸前高田

＜第17号＞  
平成26年9月発行  
陸前高田市復興対策局

## ニュース① 災害公営住宅 3団地の入居者を募集中 《申込締切は9月26日(金)まで》

市は下記により、災害公営住宅水上団地、西下団地、柳沢前団地の入居者を募集しています。災害公営住宅は東日本大震災により住宅を失い、現に住宅に困窮している人などを入居対象とする公的な賃貸住宅です。

### 入居募集団地（3団地 98戸） 追加募集団地（1団地 14戸）

団地名（戸数）	間取り	戸数	優先枠	申込可能世帯人数
①水上団地（30戸） 気仙町字水上地内	2DK	16戸	8戸	制限なし
	2DK 車いす対応	2戸	1戸	身体障がい者のいる世帯 （車いす利用者がいる世帯優先）
	3DK	12戸	6戸	3人以上の世帯
②西下団地（40戸） 小友町字西下地内	2DK	24戸	12戸	制限なし
	2DK 車いす対応	4戸	2戸	身体障がい者のいる世帯 （車いす利用者がいる世帯優先）
	3DK	12戸	6戸	3人以上の世帯
③柳沢前団地（28戸） 小友町字柳沢前地内	2DK	16戸	8戸	制限なし
	2DK 車いす対応	2戸	1戸	身体障がい者のいる世帯 （車いす利用者がいる世帯優先）
	3DK	10戸	5戸	3人以上の世帯
④下和野団地（14戸） 高田町字下和野地内 ※追加募集	1DK	1戸		1～2人の世帯
	2DK 車いす対応	3戸		身体障がい者のいる世帯 （車いす利用者がいる世帯優先）
	3DK	10戸		3人以上の世帯

※ 応募者多数の場合は、抽選とします。  
※ ④については、募集期間内に入居者が決定しない場合、継続募集とします。



水上団地 イメージ図



西下団地 イメージ図

### 入居資格

- 以下の(1)～(4)の条件をすべて満たしていること
- 次の①から③のいずれかに該当する者であること。
    - 東日本大震災により住宅を失った者
    - 被災地において実施される国で定める事業の実施に伴い移転が必要となった者
    - 福島原発事故による居住制限者
  - 応急仮設住宅（みなし仮設住宅等を含む）などに居住しており、現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
  - 入居申込者および同居する者が暴力団員でないこと。
  - 住宅再建に関する補助金を受領していないこと。

### 募集期間

平成26年9月8日(月) から 9月26日(金) まで【消印有効】(※土日祝日除く)  
※臨時受付窓口 平成26年9月21日(日) 午前9時から午後3時まで 市役所1号棟1階 総合案内付近

## ＜参考2＞災害公営住宅家賃算定のしかた

- ・はじめに、源泉徴収票等を利用し、(A)により年間所得額(世帯全員分)を算出してください。
- ・次に(B)により親族控除額を算出してください。
- ・最後に、世帯の(A)年間所得額から(B)親族控除額を引き、12で割ることで(C)月額所得額が算出できます。
- ・(C)月額所得額を前ページの家賃算定表にあてはめることで、ご自分の世帯の家賃を想定できます。

### 【(A):年間所得額の算出】

	①給与所得額	②年金所得額	③事業等所得額	年間所得額合計
申込者本人				
同居親族1				
同居親族2				
同居親族3				
同居親族4				
(A)合計				(A)

- ※1 ①欄には給与所得の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」の欄の金額を記入してください。  
 ※2 ②欄には公的年金等源泉徴収票の「支払金額」を確認し、下表を用い、算出の上、記入してください。  
 ※3 ③欄には事業等収入額から必要経費等を引いた金額を記入してください。  
 ※4 同居親族が5人以上の場合は適宜、欄を追加してください。

### ＜年金収入の年間所得算出表＞

65歳未満の場合		65歳以上の場合	
年金支払金額	②年金所得額計算	年金支払金額	②年金所得額計算
700千円未満	0円	1,200千円未満	0円
700千円～ 1,300千円未満	年金支払金額－700,000円	1,200千円～ 3,300千円未満	年金支払金額－1,200,000円
1,300千円～ 4,100千円未満	年金支払金額×0.75－375,000円	3,300千円～ 4,100千円未満	年金支払金額×0.75－375,000円
4,100千円～ 7,700千円未満	年金支払金額×0.85－785,000円	4,100千円～ 7,700千円未満	年金支払金額×0.85－785,000円
7,700千円～	年金支払金額×0.95－1,555,000円	7,700千円～	年金支払金額×0.95－1,555,000円

### 【(B):親族控除額の算出】

控除の種類	内容	控除額計算
①親族控除	本人を除く同居親族及び遠隔地扶養親族	38万円×人
②特定扶養親族控除	扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の者	25万円×人
③老人扶養控除 老人配偶者控除	70歳以上の控除対象配偶者・扶養親族	10万円×人
④特別障害者控除	本人及び親族控除を受ける者のうち、重度の障がいのある者 (身体障害者手帳1,2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A級)	40万円×人
⑤障害者控除	親族控除を受ける者のうち、障害者手帳の交付がされている者(④を除く) (身体障害者手帳3～6級、精神障害者保健福祉手帳2,3級、療育手帳B級など)	27万円×人
⑥寡婦(夫)控除	所得税法上寡婦または寡夫控除を受けている者	27万円×人
(B) (①～⑥)合計		(B)

【(C)月額所得額】＝(A)年間所得額－(B)親族控除額÷12カ月

### 申込書受付窓口・問い合わせ先

〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石42番地5  
陸前高田市建設部建設課住宅推進係(8:30～17:15)※土日祝日を除く 電話0192-54-2111(内線402)

◆編集・発行◆ 陸前高田市復興対策局 〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5 ☎0192-54-2111(内線432)

## 入居申込の方法

- 以下の書類を持参または郵送にて提出してください。
- 入居申込書(建設課にて配布、市ホームページからダウンロード可能)
  - 入居希望者全員の**本籍が記載された住民票の写し**(市民環境課発行)
  - 18歳以上(高校生を除く)の方全員の**所得・課税・扶養証明書**(税務課発行)
  - り災証明書(写しでも可)
  - 障がいがある人は、**障害者手帳**などの写し
    - ※ 2~5世帯程度のグループでまとめて申し込むことも可能です。
    - ※ グループで申込みを行う場合は、代表者が各世帯の申込書をまとめて提出してください。
    - ※ グループ申込みの場合はグループ内で最も低い優先順位の世帯と同じ優先順位になります。
    - ※ グループで申込みを行う場合は、他のグループや個人での申し込みと重複して申し込むことはできませんのでご了承ください。

## 優先入居要件

- 以下の(1)~(9)のいずれかに該当し、当市で実施した住宅再建意向調査や災害公営住宅入居意向調査などにおいて、**申込みを行う災害公営住宅に入居希望と回答している人**を第一順位とします。
- 重度(1・2級)身体障がい者、重度障がい児、要介護度3~5の要介護者のいずれかがいる世帯
  - 知的障がい者がいる世帯
  - 精神障がい者がいる世帯
  - 18歳未満の子を扶養している配偶者のいない世帯
  - 60歳以上及び18歳未満の者のみの世帯
  - 18歳未満の子が3人以上いる世帯
  - 小学生以下の子がいる世帯
  - 妊婦(入居申込時)がいる世帯
  - その他特に配慮すべきと認められる世帯
- ※ 第一順位については、優先枠を設定し、同順位内で抽選にもれた場合は、より下位の順位の抽選に参加できるものとします。

## 想定家賃

想定される**標準的家賃**であり、家賃は世帯収入および団地ごとに変動します。

	月額所得(円)	想定家賃(円)			
		1DK (47㎡)	2DK (58.6㎡)	2DK車いす (66.9㎡)	3DK (72.2㎡)
I-1	0	5,300 (1,700)	6,600 (2,100)	7,600 (2,400)	8,200 (2,600)
I-2	1~17,250	9,000 (5,100)	11,200 (6,500)	12,900 (7,400)	13,900 (8,000)
I-3	17,251~34,500	9,000 (8,600)	11,200 (10,700)	12,900 (12,400)	13,900 (13,300)
I-4	34,501~40,000	9,000	11,200	12,900	13,900
I-5	40,001~51,750	12,700 (12,100)	15,900 (15,100)	18,100 (17,300)	19,500 (18,600)
I-6	51,751~60,000	12,700	15,900	18,100	19,500
I-7	60,001~69,000	16,400 (15,500)	20,500 (19,500)	23,400 (22,300)	25,200 (24,000)
I-8	69,001~80,000	16,400	20,500	23,400	25,200
I-9	80,001~104,000	17,300	21,700	24,800	26,700
II	104,001~123,000	20,000	25,000	28,600	30,800
III	123,001~139,000	22,900	28,600	32,700	35,200
IV	139,001~158,000	25,800	32,300	36,900	39,700
V	158,001~186,000	29,500	36,900	42,100	45,400
VI	186,001~214,000	34,000	42,500	48,600	52,400
VII	214,001~259,000	39,800	49,800	56,900	61,400
VIII	259,001~	45,900	57,400	65,700	70,800

※1 市の減免基準により、申請を行うことで、( )内の金額まで減免される場合があります。

(生活保護費を受給している場合は、当該減免措置は適用されません)

※2 上記家賃の他に、**共益費**(1世帯あたり、月額約1,200円)および**駐車場使用料**(1台あたり、月額約2,500円)が別途必要です。

※3 入居後3年を経過し、世帯の月額所得が158,000円(高齢・障がい者等の世帯については214,000円)を超える世帯は、4年目から割増家賃が発生するとともに、住宅の**明渡し努力義務**が生じます。

※4 入居後5年を経過し、2年連続で、世帯の月額所得が313,000円を超える世帯は、6年目からさらなる割増家賃が発生するとともに、住宅の**明渡し請求**がおこなわれます。

## <参考1>家賃計算例

【例1】・4人世帯で3DKの場合

続柄	年齢	職業	年間収入額	年間所得額
本人	45	会社員	(給与) 3,200,000円	2,060,000円
妻	44	パート	(給与) 960,000円	310,000円
子(身障3級)	17	高校生	0円	0円
子	14	中学生	0円	0円
合計			4,160,000円	Ⓐ 2,370,000円

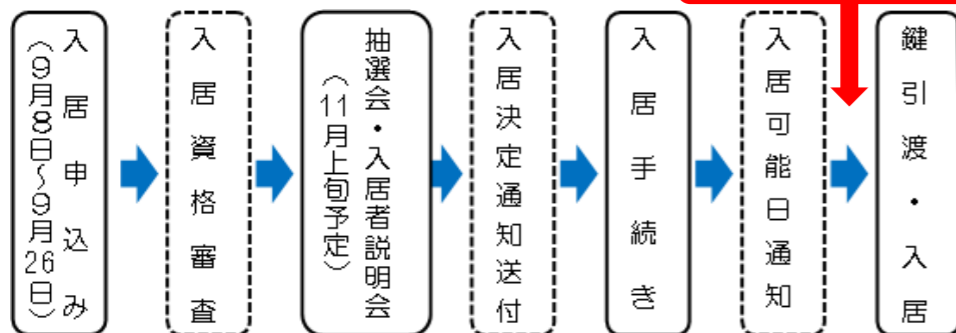
{Ⓐ年間所得額2,370,000円-Ⓑ(同居者控除380,000円×3人+特定扶養親族控除250,000円×1人+障害者控除270,000円×1人)}÷12カ月=Ⓒ**月額所得額59,166円**  
⇒家賃算定表で「I-6」家賃(3DK欄の月額19,500円)となります。

【例2】・2人世帯で2DKの場合

続柄	年齢	職業	年間収入額	年間所得額
本人	67	無職	(年金) 1,850,000円	650,000円
妻	64	無職	(年金) 750,000円	50,000円
合計			2,600,000円	Ⓐ 700,000円

{Ⓐ年間所得700,000円-Ⓑ(同居者控除380,000円×1人)}÷12カ月=Ⓒ**月額所得額26,666円**  
⇒家賃算定表で「I-3」家賃(2DK欄の月額11,200円)となります。

## 申込みから入居までの流れ



標準的な間取図(※異なる場合があります)

